

(指定短期入所)

横須賀愛光園 短期入所事業

重要事項説明書

当施設は横須賀市の指定を受けています

( 第1411900184号 )

## 1. 施設運営法人

- (1) 法人名 社会福祉法人 聖隷福祉事業団  
(2) 法人所在地 静岡県浜松市中区元城町 218 番地 26  
(3) 連絡先 電話番号 053-413-3300 (代表)  
F A X 053-413-3314  
ホームページ <http://www.seirei.or.jp/hq/>  
(4) 代表者名 理事長 青木 善治  
(5) 設立年月日 昭和27年5月17日

## 2. 施設の概要

- (1) 施設の種類 指定短期入所／平成31年1月1日指定  
(横須賀市指定 第1411900184号)  
(2) 施設の名称 横須賀愛光園 短期入所事業  
(3) 施設の目的 障害者総合支援法に従い、契約者が、その有する能力に応じ可能な限り自立した日常生活を営むことができるように支援することを目的として、契約者に、日常生活に必要な居室及び共用施設等を利用し、短期入所サービスを提供します。  
(4) 建物の構造 鉄筋コンクリート造 3階建て3棟  
(5) 延べ床面積 964,600㎡  
(6) 併設事業 (横須賀市の事業者指定／定員)  
○介護老人福祉施設 第1471900579号／64名  
○介護老人福祉施設(ユニット型) 第1471905172号／40名  
○短期入所生活介護 第1471900710号／16名  
○通所介護 第1471900702号／30名  
(7) 所在地 神奈川県横須賀市武三丁目39番1号  
(交通) 京浜急行電鉄三浦海岸駅下車。京浜急行バス「衣笠行き又は横須賀行き」にて武山住宅前下車 徒歩8分  
(8) 連絡先 電話番号 046-857-6600  
F A X 046-857-2010  
(9) 施設長名 深澤 庸一  
(10) 運営方針  
事業所の職員は、援護を必要とするご利用者の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した生活を営むことができるよう、基本理念「安心して明るく楽しく生きる」を基に、ご利用者の意志及び人格を尊重し、日常生活上の介護および機能訓練、その他必要な援助を行う。  
(11) 開設年月日 平成31年1月1日  
(12) 利用定員 16名

(13) 通常の実施地域 横須賀市、三浦市、逗子市、葉山町

(14) 営業日及び営業時間

年中無休 申込等受付時間 9：00～16：00

(緊急の場合はこのかぎりではない)

### 3. 利用対象者

当事業所を利用できるのは、以下の通りとなります。

- (1) 身体障害者（18歳未満のものを除く）
- (2) 難病等対象者（18歳未満のものを除く）

短期入所 障害支援区分1以上の決定を受けている方

### 4. 契約締結からサービス提供までの流れ

ご契約者に対する具体的なサービス内容やサービス提供方針については、ご契約者を担当する生活相談員もしくは介護職員が必要に応じて「個別支援計画」を作成し、ご契約者及びその家族等の同意をいただき、計画に基づいてサービスを提供します。

### 5. 居室の概要

当事業所では以下の居室・設備をご用意しています。ご利用いただける居室は、原則としてご契約者の心身の状況やご希望・空き状況を勘案して決定いたします。居室のご希望がある場合は、その旨お申し出下さい。(但し、ご契約者の心身の状況や居室の空き状況により、ご希望に沿えない場合があります。予めご了承下さい。)

※下記は厚労省が定める基準により、指定介護老人福祉施設に必置が義務づけられている設備です。

【1号館】※短期入所（定員16名空床型）共用部は指定介護老人福祉施設と併用

| 居室・設備の種類 | 室数 | 備考                      |
|----------|----|-------------------------|
| 個室（1人部屋） | 6室 | 従来型個室（6名）               |
| 2人部屋     | 1室 | 多床室（2名）                 |
| 4人部屋     | 2室 | 多床室（5名）                 |
| 合計       | 9室 | （13名）                   |
| 食堂       | 1室 | 洗面所・配膳室・冷蔵庫有            |
| 機能回復訓練室  | 1室 |                         |
| 浴室       | 1室 | 一般浴室（個別浴槽：4槽、機械浴槽（特殊浴槽） |
| 医務室      | 1室 | 静養室に隣接。                 |
| 静養室      | 1室 |                         |

【2号館】

| 居室・設備の種類 | 室数 | 備考        |
|----------|----|-----------|
| 個室（1人部屋） | 3室 | 従来型個室（3名） |

※居室の変更：ご契約者の心身の状況により、居室変更を協議させていただく場合がございます。また、ご契約者のご都合により居室の変更をする場合、いずれの場合も、ご契約者やご家族等との協議のうえ決定するものとします。

※居室に関する特記事項

- トイレ：個室（居室内設置） その他、各居室の間ごとに設置。（1号館）
- 集会室：119.70㎡の多目的ホールを1室保有。（1号館）
- ホビーコーナー：各階に48.6㎡の多目的コーナーを保有。（2号館）
- 消防設備：各居室及びトイレ、その他共用スペースに、スプリンクラー設置。
- 空調設備：全室、冷暖房・換気設備完備。

## 6. 職員の配置状況

- (1) 当事業所では、ご契約者に対し指定短期入所を提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。

【2021.4.1現在】

在】

| 職種          | 人数              | 法令基準人数          | 勤務形態・内訳人数                            |
|-------------|-----------------|-----------------|--------------------------------------|
| 1. 施設長(管理者) | 1名              | 1名              | 常勤(兼務)                               |
| 2. 介護支援専門員  | 1名以上            | 1名以上            | 常勤(兼務)                               |
| 3. 生活相談員    | 1名以上            | 1名以上            | 常勤(兼務)                               |
| 4. 介護職員     | 13名以上<br>(常勤換算) | 13名以上<br>(常勤換算) | 勤務形態・内訳数<br>常勤、非常勤<br>※介護老人福祉施設等(兼務) |
| 5. 看護職員     | 3名以上<br>(常勤換算)  | 3名以上<br>(常勤換算)  | 常勤、非常勤(兼務)                           |
| 6. 嘱託医師     | 1名              | 1名以上            | 非常勤(兼務)                              |
| 7. 歯科衛生士    | 1名以上            |                 | 非常勤(兼務)                              |
| 8. 機能訓練指導員  | 1名以上            | 1名以上            | 常勤・非常勤(兼務)                           |
| 9. 管理栄養士    | 1名以上            | 1名以上            | 常勤(兼務)                               |
| 10. 事務員     | 1名以上            | 1名以上            | 常勤、非常勤(兼務)                           |

※職員数は、上記の法令基準人数を下回らないものとします。

- (2) 配置職員の職務内容は以下のとおりです。

【施設長(管理者)】 施設の責任者としてその管理を統括します。

【介護職員】 ご契約者の日常生活上のお世話を行います。

【看護職員】 ご契約者の健康管理や療養上のお世話を行います。

- 【機能訓練指導員】 ご契約者の日常生活における必要な機能訓練を行います。
- 【生活相談員】 ご契約者の日常生活の相談・助言を行います。
- 【嘱託医師】 ご契約者の健康管理や療養上の指導を行います。
- 【管理栄養士】 ご契約者の健康管理を栄養面から行います。
- 【事務員】 事業所の労務管理・経理等を行います。
- 【調理員】 ご契約者の食事の調理を行います。

## 7. 施設が提供するサービスと料金

- ・当事業所では、ご契約者に対し以下のサービスを提供します。
  - ① 介護給付費の対象となるサービス
  - ② 介護給付費の対象外のサービス（利用料の全額を利用者にご負担いただくサービス）があります。

### （1）介護給付費の対象となるサービス（別表1）

- ①食事の提供      ②入浴又は清しき      ③身体等の介護      ④機能訓練
- ⑤生活相談      ⑥健康管理      ⑦送迎サービス

### （2）介護給付費の対象とならないサービス（別表2）

### （3）利用料金のお支払方法

- （1）および（2）の料金・費用は1ヶ月毎に精算します。  
金融機関指定口座から自動引き落としでお願いします。

### （4）利用料金の取り扱いについて

- ①障害福祉サービスの介護給付費等に変更があった場合は、変更された額に合わせて、ご契約者の利用料金を変更します。
- ②社会情勢などやむを得ない事由により、サービス利用料金の変更を行う場合、変更を行う日の概ね1ヶ月前までに、ご契約者へ説明をします。

### （5）医療について

医療を必要とする場合は、ご契約者の希望により、下記協力医療機関において、診療・入院の治療等を受けることができます。ただし、下記医療機関での優先的な診療・入院の治療等を保証するものではありません。また、下記医療機関での、診療・入院の治療等を義務付けるものではありません。

#### ①協力医療機関

|         |                             |
|---------|-----------------------------|
| 医療機関の名称 | 社会福祉法人 日本医療伝道会 総合病院 衣笠病院    |
| 所在地     | 〒238-8588 神奈川県横須賀市小矢部2-23-1 |

#### ②協力医療機関

|         |                            |
|---------|----------------------------|
| 医療機関の名称 | 油壺エデンの園附属診療所               |
| 所在地     | 〒238-0293 神奈川県三浦市三崎町諸磯1500 |

### ③協力歯科医療機関

|         |   |
|---------|---|
| 医療機関の名称 | 医療法人社団愛誠会 田澤歯科医院                          |
| 所在地     | 〒237-0075 神奈川県横須賀市田浦町2-83<br>田澤歯科ビルディング1F |

## 8. 痰の吸引等について

当事業所では厚生労働省の通知（平成22年4月1日医政発0401第17号厚生労働省医政局長通知）を受け、ご利用者に対する口腔内、鼻腔内の痰の吸引、胃ろうによる経管栄養に係るケアの一部を嘱託医師、看護職員の指示の下、看護職員と介護職員が協働して実施する方針としております。

今後も介護職員への研修体制の整備、嘱託医による看護職員や介護職員への指導の実施、研修内容の見直しを定期的に行うなど、ご利用者の安全確保に向けて最善を尽くします。

尚、本重要事項説明書の同意をもって、上記の行為についての同意が得られたものとさせていただきます。

## 9. 施設をご利用いただけない場合

当事業所との契約では、以下のような事由が発生した場合はご利用いただくことができません。

- ①ご契約者が死亡した場合
- ②事業者が解散命令を受けた場合、破産した場合またはやむを得ない事由により施設を閉鎖した場合
- ③事業所の滅失や重大な毀損により、サービスの提供が不可能になった場合
- ④事業所が障害者総合支援法に基づく短期入所の指定を取り消された場合または指定を辞退した場合
- ⑤ご契約者から中途解約・契約解除の申し出があった場合

※契約の有効期間内であっても、ご契約者から中途解約を申し出ることができません。その場合は、中途解約を希望する日の7日前までにお知らせください。

ただし、契約書第20条による場合は即時に契約を解除することができます。

- ⑥事業者から契約解除の申し出を行った場合

※契約書第21条による場合は利用をご遠慮いただく場合があります。

### (1) ご契約者から申し出があった場合（契約書第20条の場合）

- ①介護給付費対象外サービスの利用料金の変更に同意できない場合
- ②事業所の運営規程の変更に同意できない場合

- ③ご契約者が入院した場合
- ④事業者もしくはサービス従業者が正当な理由なく契約書に定める介護給付サービスを実施しない場合
- ⑤事業者もしくはサービス従業者が守秘義務に違反した場合
- ⑥事業者もしくはサービス従業者が故意または過失によりご契約者の身体・財産・信用等を傷つけ、または著しい不信行為、その他契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合
- ⑦他の利用者がご契約者の身体・財産・信用等を傷つけた場合、もしくは傷つける具体的な恐れがある場合において、事業者が適切な対応をとらない場合

## (2) 事業者からの申し出による場合（契約書第21条の場合）

- ①ご契約者が、契約締結時にその心身の状況および病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、または不実の告知を行い、その結果契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- ②ご契約者による、サービス利用料金の支払いが3ヶ月以上遅延し、相当期間を定めた催告にもかかわらず支払われない場合
- ③ご契約者が、故意または重大な過失により事業者またはサービス従業者もしくは他の利用者等の生命・身体・健康・財産・信用等を傷つけ、またはご契約者が重大な自傷行為を繰り返すなど、契約を継続しがたい重大な事情が生じた場合

## 10. 代理人

契約書第23条に基づき、代理人をご指定ください。代理人は契約期間中におけるご契約者が判断能力を失った場合に、ご契約者によってその権利義務にかかわる事務処理などについてお手伝いいたします。

## 11. 苦情の受付

### (1) 当事業所における苦情の受付

当事業所における苦情やご相談は以下の窓口で受け付けます。

|                                  |   |
|----------------------------------|---|
| ○苦情受付担当者                         | 〔 生活相談員 木村 留美子 〕                          |
| ○苦情解決責任者                         | 〔 施設長 深澤 庸一 〕                             |
| ○苦情解決第三者委員                       | 〔 武山地区社会福祉協議会副会長 米山 豊平〕<br>〔 学識経験者 背山 静子〕 |
| ○受付時間                            | 〔月曜日～金曜日／9：00～16：00〕                      |
|                                  | 電話／046-857-6600 FAX／046-857-2010          |
| ※上記時間外もFAX及び投書箱等において、24時間受け付けます。 |   |

## (2) 行政機関その他苦情受付機関

|   |       |                                       |
|---|-------|---------------------------------------|
| かながわ福祉サービス運営<br>適正化委員会事務局                         | 所在地   | 神奈川県横浜市神奈川区反町3丁目17-2<br>神奈川県社会福祉センター内 |
|   | 電話番号  | 045-311-8861                          |
|   | FAX   | 045-312-6302                          |
|   | 電子メール | tekisei@knsyk.jp                      |
|   | 受付時間  | 9:00～17:00<br>(平日月曜日～金曜日)             |
| 横須賀市福祉部障害福祉課<br><small>※横須賀市が支給決定をしている受給者</small> | 所在地   | 神奈川県横須賀市小川町11                         |
|   | 電話番号  | 046-822-9488                          |
|   | 受付時間  | 8:30～17:15<br>(土曜日・日曜日・祝日・年末年始を除く)    |
| 三浦市保健福祉部福祉課                                       | 所在地   | 神奈川県三浦市城山町1-1                         |
|   | 電話番号  | 046-882-1111                          |
|   | FAX   | 046-881-0148                          |

### 12. サービス提供における事業者の義務

当事業所は、ご契約者に対しサービスを提供するにあたり、以下のことを守ります。

- ①ご契約者の生命・身体・財産の安全に配慮します。
- ②ご契約者の体調・健康管理から必要な場合には、医師または看護職員と連携しご契約者からの確認を行います。
- ③非常災害に関する具体的計画を策定し備えるとともに、ご契約者に対して、定期的に非難・救出その他必要な訓練を行います。
- ④ご契約者および他の利用者の人格を尊重する観点に立ち、利用者への虐待防止に必要な措置を講じます。
- ⑤ご契約者および他の利用者等の生命または身体を保護するため、緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他ご契約者の行動を制限する行為は行いません。  
※やむを得ず行う場合は、ご契約者およびご家族へ説明・同意の上、必要最小限の範囲で行うよう努めます。
- ⑥ご契約者に対するサービスの記録を作成し、契約終了後5年間保持し、ご契約者もしくは代理人の請求に応じ、記録の閲覧・複写物の交付をします。

※複写は当説明書記載の費用をご負担いただきます。

⑦サービスを提供するにあたり、知り得たご契約者に関する事項を正当な理由なく第三者に漏洩しません。

※ご契約者に医療上の必要がある場合は、医療機関にご契約者の心身等の情報を提供します。

### 1 3. 施設利用の留意事項

当事業所のご利用にあたって、施設を利用されているご利用者の共同生活の場としての安全性を確保するため、下記の事項をお守り下さい。

#### (1) 持ち込みの制限

利用にあたり、以下のもの以外は原則として持ち込むことができません。

○日用品・衣料品      ○教養娯楽用品      ○その他施設長が必要と認めたもの  
尚、来園時に、ご利用者が食べ終えることの出来ない量の飲食物の持ち込みは  
ご

遠慮下さい。

また、お持ちの際は、お手数でも必ず職員にお声かけ下さい。

※職員に対する金品・茶菓子等のご配慮は固くお断りしております。あわせてご利用者に対する金品・茶菓子等のご配慮につきましても食事の制限等があるご利用者もおられますのでご遠慮頂いております。何卒ご理解とご協力をお願い申し上げます。

#### (2) 面会

面会時間          6：30～21：00

※来園者は、1階事務所カウンターに備え付けの面会簿にご記入下さい。

#### (3) 施設・設備の使用上の注意（契約書13条参照）

①居室及び共用施設、敷地をその本来の用途に従って利用してください。

②ご契約者の故意に、又は過失、施設、設備を壊したり、汚したりした場合には、ご契約者に自己負担により現状に復していただくか、又は相当の代価をお支払い頂く場合があります。

③ご契約者に対するサービス実施及び安全衛生等の管理上の必要があると認められる場合には、ご契約者の居室に立ち入り、必要な措置を取ることができるものとします。但し、その場合、ご本人のプライバシーの保護等について、十分な配慮を行います。

④当事業所の職員や他の利用者に対し、宗教活動、政治活動、営利活動などを行うことはできません。

#### (4) 喫煙

敷地内は全面禁煙となります。

#### (5) 飲酒

- 原則として医師からの制限等がない方には、希望により飲酒ができます。
- 酒類をお持ちの場合、各介護担当者へお預け頂きます。
- 飲酒の際は必ず各介護担当者へお声かけください。
- 飲酒は他人に迷惑をかけず、健康を害さない程度でお楽しみください。

#### **1 4. 損害賠償について**

事業者の責任によりご契約者に生じた損害については、事業者は速やかにその損害賠償をいたします。

ただし、その損害の発生について、以下の場合には事業者の損害賠償責任を減じることができます。

- ご契約者が心身や病状等について故意に告げず、または不実の告知を行った結果損害が生じた場合
- ご契約者がサービス実施に必要な事項について故意に告げず、または不実の告知を行った結果損害が生じた場合
- ご契約者の急な体調変化など、サービスの実施を原因としない事由により損害が生じた場合
- ご契約者がサービス従業者の指示に反して行うことで損害が生じた場合

#### **1 5. 事故発生時の対応について**

事業所において、サービス提供時にご契約者に重大な事故が発生した場合は、事業者は速やかに市町村、ご契約者のご家族等に連絡を行うとともに、必要な場合には、医師又は看護師と連携の上、速やかに医療機関へ連絡を行う等の処置を講じます。

#### **1 6. 緊急時等の対応**

事業所は、利用者の病状等に急変その他緊急事態が生じた時は、速やかに医師に連絡する等の措置を講ずると共に、管理者に報告します。

#### **1 7. その他重要事項**

##### **(1) 衛生管理等**

事業所は、利用者の使用する食器その他の設備または飲用に供する水について、衛生的管理に努め、または衛生上必要な措置を講ずるとともに、医薬品及び医療機器の管理を適正に行います。

##### **(2) 感染症の予防、発生時の対応**

当事業所では、感染症が発生し、まん延しないように、委員会の設置、指針の整備、研修及び訓練を年2回以上実施する等必要な措置を講じます。

### (3) 虐待の防止

事業所は、虐待防止のための指針を整備し、虐待防止のための対策を定期的に検討していきます。又、担当者を置き、研修を通じて職員に周知徹底を図ることとで、ご利用者の人権を擁護します。

### (4) 身体拘束の適正化

事業所は、身体拘束の適正化にむけて各号に定める措置を講ずる。

- ① 身体拘束を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由でその他必要な事項を記録する。
- ② 身体拘束適正化のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
- ③ 身体拘束の適正化のための指針を整備する。
- ④ 従業者に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的に実施する。

### (5) 地域等との連携強化

事業所は、事業の運営に当たって地域住民又は、その自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流に努めます。

### (6) 業務継続計画

事業所は、感染症や災害が発生した場合であっても、利用者に必要なサービスが安定的・継続的に提供されるように業務継続計画を予め策定し、必要な研修や訓練を定期的に実施します。感染症や災害発生時には、計画に従って速やかに必要な措置を講じます。

## 17. 第三者評価の実施状況

有 ・ ④

(下記：介護老人福祉施設、短期入所生活介護)

評価年度：平成 28 年度

評価機関：株式会社 R-CORPORATION

公表年月：平成 29 年 7 月～

<http://www.knsyk.jp/3hyouka>

(付 則)

この事項は、平成 31 年 1 月 1 日から施行する。

2019 年 10 月 1 日 改訂

2020 年 2 月 1 日 一部改訂

2021 年 4 月 1 日 一部改訂

年 月 日

本書面に基づき重要事項の説明を行い、交付しました。

横須賀愛光園 短期入所事業

説明者職名 \_\_\_\_\_ 氏名 \_\_\_\_\_ 印

私は、本書面に基づいて事業者から交付・説明を受け、重要事項及び重要事項別表の内容に同意します。

契約者氏名 \_\_\_\_\_ 印

住所 \_\_\_\_\_

電話番号 \_\_\_\_\_

私は、契約者が事業者からの交付・説明を受け、重要事項及び重要事項別表の内容に同意したことを確認し、契約者に代わって署名を代行いたします。

署名代行者氏名 \_\_\_\_\_ 印

(契約者との続柄 \_\_\_\_\_ )

住所 \_\_\_\_\_

電話番号 \_\_\_\_\_